

1 目的

- ・コロナ禍において本県で新たに挑戦する**創業者を強力に支援**
- ・全国的に例のない手厚い支援により、「やまなし自然首都圏構想」が目指す**二拠点居住の推進**に繋げる

2 内容

定款作成に係る費用や司法書士報酬等を補助し、**会社設立に係る費用を実質無料化**

⇒株式会社設立の場合、285千円程度を想定

(1) 対象者

国の特定創業支援事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた株式会社・合同会社等の創業者

(2) 補助対象経費

- ・会社設立にかかる登録免許税
- ・会社設立にかかる手数料
- ・定款作成にかかる経費 等

<事業スキーム>

- ① 申請者が特定創業支援事業（セミナー等）を受講
- ② 申請者へ市町村が証明書を発行
- ③ 補助金交付申請
会社設立登記に係る
登録免許税等の支出証拠書
- ④ 交付決定、支払い



<法人設立時の流れ>

基本事項の決定

商号（社名）、役員報酬、
資本金額を決定

印鑑作成

登記手続きに必要な会社実印、角印等を作成

定款の作成

会社の基本事項となる定款を作成

定款の認証 （合同会社等不要）

作成した定款を公証役場から認定を受ける

資本金の振り込み

発起人名義の口座へ
資本金を振り込み

会社設立登記申請 （会社設立）

法務局へ会社設立
登記申請を提出

税務署、銀行口座開設、
県税事務所、市町村等
へ会社設立届提出